

検察庁

慰安婦犯罪への告訴・告発を受理せず

挺対協、次の運動へ強力な足場を築く



「一日も早い解決を」と訴えるハルモニ

今回の行動は、昨年末に起こす計画だったが、日本の運動体に疑問の声が高く、一時延期となっていた。

「補償に代わる措置」に對抗し

その後、主に東京を中心に、何回か説明会が開かれ、処罰要求とこれまで繰り返されてきた民事訴訟との間に、対立・矛盾がないこと、むしろ両者は補い合うものであることが確認された。

二月七日の午後二時、韓国から来日中の姜徳景（カン・ドッキョン）さんら旧日本軍に「慰安婦」とされたハルモニ六人が、二十七人の被害者女性を代表して告訴状を提出するため、東京地検を訪れた。また李美卿（イ・ミギョン）さんら韓国挺身隊問題対策協議会四人も告訴状を持参、韓国側顧問弁護士一人、立ち会い人を引き受けた日本側弁護士八人、支援を含め総勢三十五人が検察庁構内に入った。だが、検察庁は告訴・告発状の受取りを拒否、処罰する意思のないことを明確にした。事態は新しい段階へ。

国家による性犯罪を黙認した検察

戦後補償ニュース

第 11 号

1994年2月21日

編集

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」事務局

発行人 大島孝一

〒556 大阪市浪速区

塩草2丁目6-4-518

TEL 06(562)7740

FAX 06(562)5272

年間購読料 3,000円

ただ運動体の一部には、刑事罰を求めて具体的に行動を起こす必要はなく、民事の法廷内での法論理の問題に止めればよい、という考えもあり、完全な合意まで至っていない。

このため韓国挺対協は、決行をどうするか、慎重に協議、①日本政府が「補償に代わる措置」の作成を急いでおり、この点で運動の側が早急にイニシアティブを取り返す必要がある、②二月の国連人権委員会デピールする必要がある、それに間に合わせるなどの理由で、行動を急ぐべきと判断、今回の来日となった。そのため、日本側に迷惑を

かけないようにとすべて韓国側の負担で行い、ハルモニたちも自費で、あるいは借金して来日した。

検察上層の指令で

だが、はるばる韓国からやってきたハルモニたちへの東京地検の態度はきわめて冷酷なものだった。直接に應對したのは清藤重信検事（直星係）。彼は告訴・告発状を斜め読みすると、「形式に合わないので受け取れません」の一言、「どういう意味ですか」と韓国側の顧



検察庁前で不受理に抗議

問弁護士・朴元淳（パク・ウォンスン）さんが質問すると、①時効になっている、②刑法上該当する条文がない、③加害者が特定されていない、などと答えた。これに対して、朴弁護士が「国際法の人道に対する罪などに時効はありません。国際法上の問題なのであって日本刑法の暴行、強姦、傷害、誘拐などを明記していませんが、該当する罪名はたくさんあります」と説明。支援からも、加害者の特定などは、その生死を含めて「検察の仕事だよ」の声が飛び、検事は沈黙。「昨年八月四日に政府が「強制」を認めた以上、性犯罪が行われたことははっきりしているでしょ！ あんたは政府発表を知らないの？」の質問に「お答えできません」と、なぜか「黙秘」。

日本人弁護士からも、「はるばる韓国からやってきたんだから、せめて受け取って内容を検討すべきでしょ！」の声に押されて上司に伺いに……。だが、上司に説得されて（電話での話を支援が偶然聞く）帰って来た検事は、「告訴・告発状を預かることはできません。しかし、日本語訳だけなら預かります」。これに対して、原本を受け取れないのなら翻訳を何に使うのですかと、拒否。その後も説得を繰り返したが、言葉に窮した検事は、遂に一方的に「終わります」と告げ、逃げるように立ち去った。

口先だけの謝罪やめよ

東京地検の一連の対応を見る限り、あらかじめ来庁を知っていた検察当局は、「不受理」の態度を決めた上で清藤検事に應對させたと考えられる。昨年八月の政府発表が「強制」を認めたことを知っているかどうかについて、答えることさえ拒否したことに表われているように、検察当局は国家による組織的な性犯罪を見て見ぬふりしたのである。口先での謝罪を首相が繰り返しても、その陰で犯行を黙認し、責任者を逃しているのである。

国内に広がる支援

ハルモニと挺対協、支援は、急ぎょ庁（次頁下へ）

「補償にかわる措置」はあやまり

韓国挺身隊問題対策協議会

総務 李美卿



検察庁で抗議する李総務(右端)

この三年の間、韓国と日本の市民団体の努力と被害者たちの勇気ある証言により、五〇年の間隠蔽されてきた日本軍「慰安婦」問題の真相が世に明らかにされるようになりました。そして日本の社会においても被害者たちに対してちゃんと賠償しなければならぬという世論が高まって来ました。しかし、実際にこの問題の解決の先頭に立つべき日本政府の態度には基本的に何ら変わるところがないと思います。日本政府は負うべき賠償と処罰の法的責任を認めていないのです。

私たちは、細川政権に期待しました。しかし、去る一月初め韓日トップ会談で細川首相は「陳謝」という表現で謝罪の意を表したのみで、賠償については何の言及もありませんでした。

かえって、首相の訪韓にあわせて日本のさまざまな新聞が、「補償に代わる措置」ということでこの問題にけじめがつけられたという報道をしています。韓国では日本軍「慰安婦」被害者たちは、たいそう失望し、「彼らはひとつも変わっていない。あの人たちは私たちが死ぬのを待っているんじゃないか。補償に代わる措置などとはいったい何のことか」と憤っています。

この問題の正しい解決のため、物心両面の努力をしてこられた日本のみなさんに、私たちは「補償に代わる措置」は正しい方法ではないとはっきりお知らせしたいと思います。

「補償に代わる措置」は、日本軍「慰安婦」制度が戦争犯罪であり、人道に反する罪であることを認めないという立場を反映しています。このような立場に立つたまま、日本政府が被害者たちに金を分けてやることは、被害者たちを、単なる同情の対象として取り扱うことです。日本国内で、被害者たちへの同情論はひろく行きわたっていると思います。犯罪に対する責任を負うことよりも、同情の立場に立つ方が、日本人の自尊心を傷つけず、むしろ、優越感をもたせるでしょう。しかし、このような方式は、被害者たちの名誉回復と真に向かい合うものではありません。さらに深刻なのは、犯罪を認めないまま日本政府が慰労金といった性格の金を出すことは、日本軍「慰安婦」被害者たちを本物の慰安婦として取り扱っていることです。このような結末は被害者たちと韓

国の国民を再び侮辱することであり、決して容認できません。

「補償に代わる措置」でなく、(法的責任を認めた上で「編集部」個人補償が実現しなければなりません。一定の額の個人補償の額が定められ、謝罪と賠償が公平に行われるようにしなければなりません。個人賠償の権利は国家間のどのような協約にも拘らずいつでも要求できることは、国際法が認めている事実です。

さらに、私たちは日本軍「慰安婦」制度を作り、履行するよう命令した責任者たちに対する処罰が必要であると言いたいと思います。処罰要求は賠償要求よりももっと過激に聞こえるでしょう。しかし、私たちが処罰を要求するのは、今になってその責任者へ報復するためではありません。この制度が戦争犯罪であり、それが責任者であるかを明らかにするためです。そして正しい歴史の教訓を得ようという趣旨なのです。

これまで処罰を要求する具体的な告発がなかったため、日本軍「慰安婦」制度の犯罪的性格はだんだん後ろに退き、この問題は民事的な金の問題であると次第に歪曲されています。責任者処罰について検察に告発状を出そうとする私たちの考えについて、ある方々は日本内のこの問題に対する温情的な態度を冷却させてしまおうのではと憂慮しました。私たちは被害者たちの苦痛に深い同情の念を抱いている日本の多くの良心的な市民たちに心から尊敬と感謝の意を表します。しかし、温情的な認識のみでは「補償に代わる措置」程度に終わってしまいます。温情的な態度をさらに一段階発展させて、この問題が戦争犯罪として賠償と処罰の法的責任を負わなければならない問題だという点を日本政府に要求してくださることをお願いいたします。

私たちは、告発という方法によってこの問題が刑事事件であることを認識する契機となると考えます。

五〇年がすぎた今、問題となっている日本軍「慰安婦」問題に対する法的、制度的先例を残し得なかったとすれば、次にこのような事が起こった時、また五〇年待たねばならないかも知れません。この点で、この問題は過去のことでなく、現在と未来の問題でもあるのです。(二月八日「戦争への道を許さない女たちの会」での発言を抄録)



私たちは、新聞大手四社が報じたのをはじめ、NHKほかのテレビなどでも繰り返し全国放映され、おむね好意的に報道。今回の行動は、全体から見れば小さな動きにすぎないが、戦後補償問題において処罰問題が正面に据えられた点で画期的なものとなった。国連に、また国内における民事訴訟に非常に大きな良い影響を与え、日本政府を追い込む足場になっていくことが予想されよう。

今回の行動で私たちは必要なカードすべてを手に入れた以上、次の具体的な行動として、いつ攻勢をかけられるかが課題となった。

(前頁から) 外に出て、玄関で抗議行動を展開、デモを敢行。夜は六時半から早稲田奉仕園において報告集会を開いた。急を聞いて駆けつけたのは一六〇人。この間の日本側の責任者になってきたカーター愛子さんが「信頼される日本になるために、今何ができるか考えましょう」と告訴・告発を受け止める姿勢を訴えた。ハルモニは口々に「率直に告訴状を受け取って思っているように、裏切られた」と、ショックを隠せない表情。しかし、会場から一〇万円のカンパが集まるなど、ハルモニたちを支え

ようとの思いが溢れる集会となった。「本来ならば日本人自らが行わねばならなかったこと。これは、ゆがんでしまっている私たち自身の人間回復の運動でもある」という趣旨のアピールを石川逸子さんが読み上げ、満場一致で採択された。

次の局面へ向け

告 発 状

告発人 韓国挺身隊問題対策協議会
被告発人 氏名未詳者多数

上記被告発人に対して、戦争犯罪及び人道に対する罪等被疑事件により告発いたしますので、捜査し、処罰されんことをのぞみます。

一、告発人と被告発人の地位について(略)

二、被告発人の犯罪行為について(略、以下同)

(一) 犯罪の概観

(二) 軍「慰安婦」制度

(三) 被告発人などの関与

三、被告発人等の行為

(一) 人道に対する罪

(二) 右「慰安婦」犯罪

四、捜査と追訴の当否性

「戦争犯罪及び人道に対する罪の処罰に関する法律」要綱案(抄)

1994年2月7日

国際友和会 (IFOR)

この法律案は、韓国からの処罰要求に賛同して、二月七日国際NGOのIFORが本部(ジュネーブ)から細川首相に宛て送付したもの。

【目的】

(一) 一九四五年八月一

五日にいたる過去、日本及び朝鮮半島及び台湾を含むアジア太平洋地域において日本国の植民地支配及び侵略行為によって、これら地域の人々がさまざまな形で耐え難い苦しみと悲しみを経験したことについて、加

害者として心から反省し、深く陳謝・謝罪することを明記する。

(二) 上記(一)に言う日本国の行為には、戦争犯罪及び人道に対する罪など国際法及び国際正義に違反する犯罪が含まれていることを認める。

このような適及的立法による処罰は、市民的政治的権利に関する国際規約一五条など確立された国際法規によって許されている。

前記反省・謝罪を明確に表わし、且つ将来同様の行為を二度と繰り返さないた

めにも、加害者である日本国が自ら必要な処罰をなすことを可能にするために本法を制定する。

「処罰対象犯罪」

(一) 「時期」 処罰対象とする犯罪行為は一九二八年一月一日以降に犯された行為・不作為とする。

(二) 「対象犯罪者の国籍」 対象犯罪者の国籍は、問わないものとする。

「対象犯罪の定義」

(一) 「戦争犯罪」は、極東国際軍事裁判所条例に準拠する。

(二) 「人道に対する罪」

については、極東国際軍事裁判所条例に準拠する。

「刑罰」

(一) 戦争犯罪及び人道に

対する罪については、死刑、無期又は三年以上の懲役・禁固を選択できるものとす

る。(但し、死刑については、国会において、国際人権「自由権」規約委員会の日本政府に対する一九九三年一月五日勧告を十分に尊重し、他の犯罪に対する死刑と共に廃止することが適当である。しかし、廃止がなされない場合は、他の犯罪との均衡を考慮して含まざるをえないであろう。)

「捜査・裁判手続法」

(一) 原則として、刑事訴訟法による。

「時効不適用」

(一) 国際慣習法に従い、刑

法執行を免除する方途を法律によって定める。

事訴訟法上の訴追に関する時効を適用しない。

「抗弁事由等」

(一) 自首については、減刑事由と認める。但し、政令で定める一定時期以前に自首した者及び関連する刑事訴訟、民事裁判、国会審議などにおいて自らの罪を認め、被害者のために証言した者などが、有罪判決を受け、これが確定した場合

には、法律によって設置される審議会の答申に基づき、閣議決定によって刑の執行を免除する方途を法律によって定める。

むしろ、日が経つほど、いっそう新たななり、重くなつてゆく苦痛である。前記のように正常な家庭生活を持ち得なかった彼女たちは、老後の支えとなる夫や息子がいない。経済的にまことに困難な状況に直面してい

病氣となって今も彼女たちを苦しめている。ほとんど全ての被害者たちがこのよう肉体的苦痛だけでなく精神的な病に苦しんでいる。この苦痛と痛みが継続している限り、被告発人等に対する処罰の必要性は依然

ちにとつて、加害者を法廷に立たせることで、正義が生きていることを示してくれることが、その大きな苦痛を軽減するみちとなるであらう。

六、告発の契機と意味

(一) 告発の契機

これは先ず、この問題が日本と韓国をはじめとする被害国家の間で、従来われわれが要求してきた基本的事項を受容するという合意がで

きるだろうとの期待からであった。しかし、これらすべての期待と希望は水の泡と変わってしまった。日本政府は最後までとうとう事実を隠し、歪曲して事態の本質的な解決に誠意を示さなかつた。これ以上、日本政府に何かを期待することは不可能だということを悟るに至つた。

(三) 告発の歴史的意味

——日本の良心に問う

今回の告訴と告発は、単純に、戦争の被害者たちが

金をついで、富める者となつた日本にうるさくねだっているのではないという事実を証明してみせるにとどまるものではない。それはまた、何かの報復や怨恨をはらすための感情から出たことでもない。今日日本軍「慰安婦」制度の被害者たちとわれわれがこのように立ちあがったのは、正義を回復しようという一念からである。日本の良心と道徳性に向かつて投げかける質問であり抗弁である。今や日本の検察、日本の良心が答える番である。

一九九四年二月七日

告発人

東京地方検察庁検事正殿

挺対協による告発状(抄)

全文は「法セ
ミナー」四月号
に掲載予定

る。特に深刻な問題は彼女たちの抱えている疾病である。彼女たちの全身は、慰安婦としての生活で受けたあらゆる傷跡でいっぱいである。当時の苦しい生活は膀胱炎、子宮病、胃腸病、貧血症などあらゆる症状の

として残っているといえよう。彼らに言い表わすことのできない苦痛を惹起した加害者たちが秋毫の反省もなく大手を振って生き残っている以上、それを知って正義だということはできない。このかきよい犠牲者た

国内外を問わず、多数の国際法学者と法律家たちが軍慰安婦制度の設置と運営者たちについての刑事告訴と処罰が今も可能であると結論を下しているにもかかわらず、われわれは刑事告訴を遅延させてきた。そ

について、極東国際軍事裁判所条例に準拠する。

(三) 「強制労働罪」「醜業の為の婦女勧誘罪」を制定する他、(一)(二)に準ずる国際犯罪について、国会が定めるものを追加する。

(四) 共犯処罰規定を置く

共犯規定には、犯人蔵匿

罪・証拠湮滅罪・証人威迫

罪を含むものとする。

「刑罰」

(一) 戦争犯罪及び人道に

対する罪については、死刑、無期又は三年以上の懲役・禁固を選択できるものとす

る。(但し、死刑については、国会において、国際人権「自由権」規約委員会の日本政府に対する一九九三年一月五日勧告を十分に尊重し、他の犯罪に対する死刑と共に廃止することが適当である。しかし、廃止がなされない場合は、他の犯罪との均衡を考慮して含まざるをえないであろう。)

「捜査・裁判手続法」

(一) 原則として、刑事訴訟法による。

「時効不適用」

(一) 国際慣習法に従い、刑

法執行を免除する方途を法律によって定める。

事訴訟法上の訴追に関する時効を適用しない。

「抗弁事由等」

(一) 自首については、減

刑事由と認める。但し、政令で定める一定時期以前に自首した者及び関連する刑事訴訟、民事裁判、国会審議などにおいて自らの罪を認め、被害者のために証言した者などが、有罪判決を受け、これが確定した場合

には、法律によって設置される審議会の答申に基づき、閣議決定によって刑の執行を免除する方途を法律によって定める。

強いられた没落、怨念を訴える

和仁廉夫

B5判 176頁／定価 2000円(送料別) *申し込みは 03(3712)5202

「BC級戦犯」

くり広げられる
原告への尋問

第八十回公判報告

田口 裕史

韓国・朝鮮人BC級戦犯者の国家補償等請求裁判は、現在、原告本人尋問の段階に入っている。昨年七月二十六日の第八回公判、十月十八日の第九回公判ではトップバッターとして原告李鶴来さんが証言した。

李さんの証言時間は約五時間。幼い頃の皇民化政策の記憶から、軍属動員、戦犯裁判、そして戦後の経緯、九一年夏オーストラリアでの元俘虜との再会、現在の補償請求裁判への思いなど、その生涯のできごとが、ひとつひとつ語られた。

特に、戦犯刑務所で死刑執行された同胞の思い出や、戦後、何の援護もされぬまま身ひとつで釈放され、異国の地日本での苦しい生活の中、自殺した二名の仲間について述べた部分では、いつも冷静な李さんが一瞬声をつまらせる場面もあった。

当日は、いつものように

原告以外の当事者や、遺族家族が約十名程傍聴。彼らは、戦後の苦難を助け合い、また共に政府と闘い続けてきた。遺族のなかには「今日は死んだお父さんの代わりだから」と言って李さんを励ます方もおり、この裁判が原告七名だけのものではないことが、あらためて感じられた。

被告国側からの反対尋問は、約二十分間だった。被告が特に力を入れたと思われるのは、戦後の経緯について。政府は、一九五〇年代後半に、韓国・朝鮮人戦犯者に対し、わずかばかり金銭の支給等をおこなっている。被告代理人は、李さんにこの事実を確認した。しかし、これは、自殺者が出たり、当事者たちの激しい運動の末に、やっと政府がとった措置。その日その日の生活への援護と、長期にわたって拘禁されたことなどに対する補償とは全く別のものである。この裁判では、原告の被った特別の犠牲に対する補償とともに、謝罪文交付請求もしているが、この意味を被告は理解していないのである。か。法廷でのやりとりでは、被告代理人がうっかり「慰謝として〇〇円の支給を……」と述べたのに対して、李さんが「慰謝とはどうい

う意味か」と反問。あわて取り消す一幕もあった。第十回公判は、さる一月十七日。文泰福さんが証言した。文さんへの反対尋問は、次回四月一日におこなわれる予定。今年は、さらに残り五名の原告への尋問も順次なされることになっている。

捕虜・民間抑留者

オランダから
戦争犯罪を
問い直す提訴

弁護士 藍谷 邦雄

一九九四年一月二五日、オランダ人元捕虜・民間抑留者八名が原告となって、アジア太平洋戦争下で現在のインドネシアで日本軍に抑留され虐待、強制労働、性的凌辱等々を受けたことに対する損害賠償の訴えを起しました。この被抑留者の人々は、オランダにおいて従来から日本政府への請求をしてきましたが、何らの対応もなく、この度提訴になったものです。オランダでは、捕虜五万人、民間抑留者一〇万人がいたとされますが、今回の原告ら

は「対日道義賠償請求財団」という団体を組織し、元捕虜・民間抑留者七六〇〇〇人(遺族を含む)が会員となっています。この訴えは、この会員を代表して起こされたものです。オランダ以外でも世界五カ国に元捕虜・民間抑留者があり、その総数は二〇数万人といわれています。



た人もいます。一人は一九歳の女性でしたが、日本軍に「慰安婦」を強制された人です。青年であった一人は泰緬鉄道の強制労働に従事させられました。収容所では暴力的虐待、テロの恐怖、不当な処刑、性的凌辱等々が行われ、強制労働も過酷を極めました。また食料と衣服が不足し、中でも医療の劣悪さはひどいものでした。原告らの多くは今でも当時の恐怖が原因で精神障害(トラウマと呼ばれ)をおっています。東京

裁判の記録ではこれら連合国の人々が捕虜・民間収容所で死亡した率は二七％とされています。ナチスの収容所での死亡者七％、シベリア抑留者の死亡率一〇％といわれ、これらと比べてもその扱いの過酷さが明白でしょう。

ところで、今回の訴えは先の戦争の勝者である元連合国に属している人々からのものです。日本が侵略したアジアの人々の被害と違い、なぜ勝者の国の人々に対しても賠償か、という疑問が起こるかもしれません。

戦争において国家は勝者や敗者となるでしょうが、国家に属せしめられる国民にとって、勝者の国民であれ、敗者の国民であれ、敗者である国家による被害者であることに変わりありません。さらに戦争の下であればど

なことでも許される、というものではありません。個人の権利を護ることは近代の戦争の確立したルールでもあるのです。これが人道法と呼ばれる国際法です。日本軍のオランダ人元捕虜・民間抑留者に対する収容所での扱いはこの人道法に明らかに反しています。それによる被害においては勝者も敗者もないといえます。この訴訟は、こうした立場を基本にして起こされたものです。侵略か否かのみでなく、戦争の本質を深く考える訴訟にしたいと考えています。

◀戦後補償への決定的指針▶

ファン・ボーベン
国連最終報告書

荒井信一訳・英文つき

日本の戦争責任資料センター発行

B5判130頁/定価1000円(送料共) *申し込みは03(5454)1222

南京大虐殺証言者が初来日

松岡 環



尚照富さん

二月一日、南京大虐殺のなかで父親を殺害され、自らも虐殺の嵐の中を生きてこられた尚照富さんが来日した。

尚さんは昨夏、父親を弔いに南京大屠殺遇難同胞紀念館を訪れた際、追悼集を行なう私たちに刻む会と出会ったのだった。その時、私たちと共に追悼集に参加した尚さんはずっとかたい表情のままだった。帰国後、私たちと何度も

手紙をやり取りするうちに、日本人に対する疑念や恨みがうすれ、歴史の事実を明らかにしようと、日本で証言することを快く引き受けてくださるようになった。

二月二日、「南京大虐殺事件と教科書問題」の集会がピースおおさかで開かれ、尚さんが証言台に立った。会場いっぱい参加者は身じろぎもせず身を乗り出して耳を傾けている。尚さんは、南京で家族揃って幸せに暮らしていたが、日本軍の攻略によって、父を殺され母妹とも別れを余儀なくされたこと、祖父に引き取られたが、祖父も二年後には働きすぎで亡くな

り、その後、叔父さんの家を転々とし辛苦を重ねた。尚さんは日本人の前で体験を語るのは初めてなのだが、淡々と語られる姿に、話を聞く私の胸に熱いものがこみあげてきた。

シンポジウムが終了したのは五時だった。重い内容と集会であったが、ほとんどの参加者が最後まで耳を傾け共に考えてくれたことは、主催する私たちにとても大きな喜びであった。積年の思いを語られた尚さんの顔は晴れやかで、何度も礼を述べられた。

翌日は午後二時に東京につき、その足で参議院議員会館へ。折しも国会は米部



書を提出するため総理府で事務官と接見した。尚さんは次の三点を訴えた。

一、日本政府は学識教養ある公正な人士を選んで調査団を組織して南京に派遣し、現地の政府と共同して「南京大虐殺」事件の真相を調査されたい。事実であれば、ただちに歴史教科書に正確な史実記載を回復させ、かつすみやかに被害者の人数、姓名及び遺族の姓名を名簿に作成し、公表すること。

二、貴国政府が正式に声明を発表し、この暴行に対して

て遺憾と謝罪の意を表し、かつ毎年この記念日に代表団を南京に派遣し、弔い哀悼すること。

三、被害者の遺族一帯を養つに相当額の賠償金を支払い、精神的に受けた傷と経済的損失を補償すること。

国会訪問の後、自治労会館での証言があり、尚さんは走りずめの四日間であった。尚さんは、別れ際に私の手を強く握り、「私たちは来年きつと南京で会いましょう。それまで、私は台湾で南京大虐殺犠牲者遺族連合会をつくり、紀念館であなた方を迎えます」と、これから進めるべき運動についての抱負も述べられた。

Q & A

「慰安婦」責任者の処罰問題について

1 Q なぜ今頃突然、「処罰」なのですか？

A 注意深く「従軍慰安婦」問題を追いかけている方にとっては、突然でないことがお分かりの事と思います。というのは、一九九二年の二月九、一〇日に、東京神田パンセで「日本の戦後

補償に関する国際公聴会」が開かれました。このとき報告に立ったファン・ボーベン教授と朴元淳（パク・ウォンスン）弁護士は二人から、処罰の問題がすでに提出されています。

国際人権法の世界的権威であるファン・ボーベン教授は、わざわざ「補償と刑事免責」の項目を設け、「刑事免責が行われるところでは補償も行われない」ことを、多数の経験と論理によって明らかにしました。

また朴元淳弁護士は、元「慰安婦」の被害者の要求は、金銭補償にとどまるものでなく、彼女たちに対し

て「正義をもたらさし、傷ついた心を癒す他の手段」も考えられるべきであり、「人道に対する罪」などに基づく刑事処罰が検討されるべきことを主張しました。

（尚氏のこの時の発言は、日本弁護士連合会編『世界に問われる日本の戦後処理②』八東出版）に、ファン・ボーベン氏のより詳しい論文は、荒井信一訳『フ

アン・ボーベン国連最終報告書』に収録。

ただ、今になって処罰問題が具体化した理由は、およそ三つあります。第一は、訴訟に勝利するためです。

国際的な女性解放運動の流れです。第二は、「慰安婦」とされた被害者の真の補償のためです。第三は、民事訴訟に勝利するためです。

の高揚があります。そこでは、とくに女性へのレイプが大きな問題になっていきます。レイプや強制売春をなくすることは全世界の女性運動にとって緊急の課題です。「処罰」の要求はそうした中から自然に起こって来たものなのです。女性をレイプから守るために、何よりも優先してこの点での「法の支配」が必要とされ

2 Q

「国際的な女性解放運動の流れ」とは？

A 「従軍慰安婦」問題が国連の人権委員会で取り上

げられるようになった背景には、世界の女性解放運動

ているからです。こうした世論を背景にして、旧ユーゴでの「民族浄化」を目的にした集団的レイプを裁く国際法廷などが設置されました。「慰安婦」問題が世界から注目されている理由も、このような女性解放運動の高まりにある以上、「慰安婦」への責任者を処

3Q 「慰安婦」とされた被害者への真の補償とは？

A 「慰安婦」問題の被害者への補償（賠償）を真剣に追求していくとき、この問題の解決がお金だけで済まない事が次第にはっきりしてきたことが挙げられます。国際法に違反したということを明確にせず、被害者（軍慰安婦とされたハルモニたち）への同情や憐れみ（日本政府による「補償に代わる措置」もその一つ）からお金だけを支給するなら、ハルモニたちの名誉回復はできず、「売春をやった時のお金をもらった」という陰口さえ許すことになるからです。日本政府がお金を支給するのなら、その前に「犯罪があった」ことを明確にすべきです。お金の支払い、その犯罪に対する「賠償金」であることを

罰せよという声も、そうした一環として出現することになりました。昨年三月にバンコクで開かれた「アジア太平洋人権NGO会議」で、アジアの女性団体からこの要求が初めて提出されました。その声は、その後、世界に広がっています。

4Q 「民事訴訟に勝利するため」とは？

A 被害者への補償（賠償）を実現するためには、国際法の体系上、どうしても処罰を問題にする必要があります。国際法のもとでは、違法行為があった場合、加害者を処罰する義務は明確ですが、残念なことに、被害者個人への賠償義務まで

二月七日の記者会見で



いこと、すべては加害者の責任であることが明確にされ、処罰によって加害者の名誉が剥奪されることで、被害者の名誉回復が可能となります。犯罪において、加害者の名誉と被害者の名誉は両立できないのです。これまでハルモニたちは被害者であるにもかかわらず、社会の片隅で小さくなって暮らしてきました。彼女たちが今後、社会の中で胸を張って生きて行けるようになるためには、正義の回復こそが必要なのです。（この項目については、二頁の李美卿「補償に代わる措置」はあやまりを参照してください。）

は明確になっていません。ファン・ボーン報告書の画期性はこの賠償義務を明確にしたことであり、こうした方向性が示されたことに計り知れない意義はありますが、これが国際法上の規範になるためには、今後同報告書の線に沿って国連

には、国家が処罰義務を負うことが明確に記されています。つまり日本政府は、加害者の処罰義務を負っていることを認めたと同じなのです。あるいは、犯罪行為の発生以来五〇年以上、犯罪を放置してきたことを認めたこととなります。国際法からすれば、この処罰義務の不履行は被害者への賠償義務を生じさせるのです。これは多数の判例によってすでに明らかで、この

5Q 「民事訴訟で証言する人がいなくなる」のでは？

A 現在、民事訴訟の証言者として出廷する予定者の中で、告発があればそれを中止するという人が本当に

線に進むならば現在の国際法理論でも賠償を勝ち取ることが可能です。現在のところ、進行中の民事訴訟で勝利する可能性は、この理論を利用するしかないと考えられます。処罰を問題にする動きには、このように「慰安婦」に関する民事訴訟に勝利する目的もあるのです。（この項目については阿部浩二「戦後責任と国際法」「自由と正義」一九九三年九月を参照）

要があります。そうした人はいないはずで、二年前の金学順さんを先頭とするハルモニたちの訴訟の提起以来、残念ながら、一人として「決定的な証言を行う加害者」は名乗り出ていない、ということなのです。国内各地で、積極的に「慰安婦一〇番」が設置されたにもかかわらず、証言は下級兵士にほとんど限定されたのです。なぜでしょうか？ すでに二年前のあの

んな筈はありません。民事訴訟は、被害の甚大さ、責任が日本政府にあることを提起したのです。それを受けて、私たちは広範な支援の輪を生み出すよう努力したのです。それと同じように、刑事告発によって、「被害の甚大さ、責任が日本政府にあること」をより鮮明に提起できるのです。問題は、私たちがそれをどのように日本社会に提起し、運動の拡大ができるか、ということなのです。

韓国挺身隊問題対策協議会も、この問いのような恐れに対応するために、「自分たちの罪を悔い改め、公開証言した人々については赦免のため努力する」と告発状に明記しています。また、IFORの法律案にも、同様の提案がなされています（抗弁事由等の4参照）。加えて、「共犯処罰規定」をもうけ、「犯人蔵匿罪・証拠湮滅罪・証人威迫罪」など「真相究明及び犯罪の処罰を妨げようとする行為」そのものも処罰するよう規定しています。これにより、日本政府の責任逃れの発言に制裁を加えたり、今なお警察庁や各省の倉庫の奥深く隠匿されている証拠資料を強制的に押収する道が開かれるのです。証言につい

ても、今ならば任意の聞き取りしかできないものが、刑事裁判になれば強制力を働かせて証言を得ることが

可能になります。刑事裁判は、証言や証拠を引き出し、真相究明を果たす重要な手段の一つでもあるのです。

6Q

しかし現実には、私たちの運動を不利に追い込むのでは？

A 『朝日新聞』は昨年末、アンケート調査を発表し、「従軍慰安婦問題で、政府は補償すべきだ」と回答した人が51%に達したと発表しました。「処罰要求はその数字が70〜80%に達するまで待つからでも遅くないではないか」という考えもあるでしょう。しかし、もしそれらが——あくまで仮定の話ですが——すべて「同情」によるものであれば、たとえ百%に達したとしても、「違法行為」があったことを社会意識として定着させません。それは「補償・賠償」を必然化するものとなりません。なぜなら、「補償・賠償」というのは犯罪があったことを前提にするものだからです。個人賠償は、違法行為・犯罪があつて初めて可能となるのです。つまり交通違反で相手を傷つけた場合、刑事罰と賠償がともなうように。こうした理屈は国際法でも変わるものではありません。

「違法行為・犯罪」を前提にしない議論であれば、「善意からやってあげます」という調子の、しかも個人への支給を対象としない方策しか出てきません。せいぜい、政府の進めている「補償に代わる措置」を支える勢力にしかなりませんが、また、右のアンケートに

よると、反対に「補償する必要はない」と答えた人が33%もあります。この人たちの中には、「彼女たちは金目当てでやったんだから、補償は必要ない」と考えている人がかなり含まれているはずだ（『性と侵略 軍隊慰安所84か所・元日本兵らの証言』社会評論社）。処罰要求を通じて「犯罪」であることをはっきりさせるならば、この人たちの誤解は解け、「補償すべきだ」という考えになるはずだ。また、すでにそう考えている51%の人の中には、より積極的に補償要求を支持する人が生まれるはずだ。

7Q

「不公平」な処罰に終わるのではないですか？

A 現在も、贈収賄や麻薬の取り引きなどで逮捕、起訴がなされています。それらを見るとき、本当の責任者を処罰できているのか、不安になることがあります。では、それだからといって、贈収賄や麻薬の取り引きを処罰する法律は必要ないとおっしゃるのでしょうか。そうはならない筈です。その法律を残したまま、さらに「徹底的な捜査

と裁判を行え！」と誰もが考えるはずだ。もし「慰安婦」犯罪を裁く法律ができ、実際に捜査や裁判が行われるなら、私たちは検察庁や裁判所に対して、同じように真相究明と公正な裁判を要求する運動を起こすべきでしょう。また、罪は上に重く下に軽くすべきことは当然であり、そうした要求を打ち出すべきだと思います。

また、責任者の多くが死亡している可能性があり、す。しかし、だからといって彼らを処罰する法律は必要ないとか、生存者を無罪放免にしてよいということにはならない筈です。例えば、五人連れの強盗犯人が逃走途中に交通事故を起こし、四人が死亡した場合、残った一人だけ処罰すれば「不公平になる」ので、彼に法律は適用せず、無罪放免にする、ということになるでしょうか。

たしかに昭和天皇はすでに死亡し、「最高責任者」を処罰することはできません。しかし、現実には、すでに明白になっている陸・海軍省と各派遣軍の中央の責任者の一人でも裁判にかけられるなら、その公判の中で、天皇の指揮命令を含む責任の全体系を明らかにすることができそうです。そうした決着は、裁判という方法によって、より明確にすることができそうです。また判決が出れば、歴史教科書にさえ記載が可能となります。日本人の歴史意識に決定的な作用を及ぼすことが可能となります。また、「アジア人のBC級戦犯」の不合理を明らかにし名譽回復をも同時に実現できる可能性を生むことになると思います。

こんごのよてい

- 在日元「従軍慰安婦」謝罪・補償請求裁判第三回公判
二月三日（金）AM 9時
30分集合、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 16時30分から全水道会館にて報告集会 在日の慰安婦裁判を支える会 ☎〇三（三七八五）一一八一
旧日本軍による性的被害女性を支える会・結成集会
二月六日（土）PM 6時
、名古屋YWCA2階、地下鉄栄駅下車 旧日本軍による性的被害女性を支える会 ☎〇五二（九六一七七）〇七
鄭商根さんの戦後補償訴訟第一四回公判
三月一日（水）PM 1時15分入口集合、大阪地裁八〇八号法廷、地下鉄淀屋橋駅下車 鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会 ☎〇六（七七五）二一八五
富山不二越訴訟第五回公判
三月二日（水）PM 3時30分、富山地裁、JR富山駅下車 富山・強制連行訴訟を支援する会 ☎〇七六四（四一）七八四三
新宿戸山「人骨焼却差止訴訟」第四回公判
三月四日（金）PM 1時30分、東京地裁五一二号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会 ☎〇三（三三五〇）五九三七
香港軍票補償訴訟第二回公判
三月七日（月）AM 10時、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 香港軍票補償をすすめる会 ☎〇三（五七〇四）六四三八
アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件第八回公判
三月七日（月）PM 1時30分、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 日本の戦後責任をハッキリさせる会 ☎〇三（五四六六）〇六九二
女性の人權アジア法廷
三月二日（土）AM 10時、早稲田大学国際会議場、地下鉄早稲田駅下車 「女性の人權アジア法廷」実行委員会 ☎〇三（三四六三）九七五二
韓国植民地を問う民族訴訟第四回公判
三月四日（月）AM 11時、東京地裁七〇九号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 谷川透 ☎〇三（三七一二）五二〇二
関釜裁判第三回口頭弁論
三月四日（月）PM 1時30分、山口地裁下関支部、JR下関駅下車 関釜裁判を支援する会 ☎〇九二（七二三）一八七九
韓国・朝鮮人BC級戦犯国家補償請求訴訟十一回公判
四月一日（月）AM 12時30分東京地裁東口集合、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 韓国・朝鮮人BC級戦犯を支える会 ☎〇三（三三九）八二二九
韓国・江原道（カンウォンド）の遺族訴訟第五回公判
四月一日（水）AM 11時、東京地裁五一号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 韓国・江原道の遺族訴訟を支える会（仮称） ☎〇三（三七二二）五二〇二
日本鋼管訴訟第九回公判
四月二日（月）PM 1時、東京地裁七二三号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車 金景錫さんの日本鋼管訴訟を支える会 ☎〇三（三七二二）五二〇二